

# 広域避難者に対する生活再建支援拠点事業の成果と課題

西城戸 誠

## 1 はじめに一問題関心と問題の所在

東日本大震災による避難者は2024年3月現在で29,328人であり、そのうち福島第一原発事故によって福島県外に避難した人は20,279人に及ぶ(2024年3月現在、復興庁調べ)。原発事故による避難者は、一般的に避難元が避難指示区域に指定されているかどうかによって、区域内避難者(強制避難者)と区域外避難者(自主避難者)によって大別されるが、徐々に避難区域が再編され、区域外避難者の割合が増加している。そして全体の避難者数は緩やかに減少している一方で、避難者の避難先における定住化も進んでいる。だが、住民票は従来のまま維持し、いつかは帰還するという意思がある避難者が多い。ここで確認しておきたい点は、震災と原発事故から13年を経て、この間に数多くの自然災害が発生し、そして原発事故の風化がある中で、未だに約2万人もの故郷を追われた避難者が存在していることを忘れるべきではないということだ。

広域避難者に対する公的な支援として、復興庁と福島県が主導して行っている支援が「福島県外避難者への相談・交流・説明会事業(以下、生活再建支援拠点事業)」(2016年～)と避難者を訪問し心のケアを行う「福島県外避難者心のケア訪問事業」(2018年～)である。本稿で着目するのは、前者の支援事業である。この事業は、避難者支援情報を取りまとめて避難者に伝える「県外自主避難者等への情報支援事業」(2013年)から派生し、福島県外にいる避難者が避難先で福島県への帰還や生活再建に向けて必要な情報を入手したり、相談したりする場所を提供することを目的としている。この生活再建支援拠点事業の特徴は、福島県避難者支援課とこの事業を取りまとめる中間支援団体であるふくしま連携復興センターをハブとして、同じ支援事業の枠組みで日本全国26箇所の民間の支援団体と協働で行う点にある。官民協働の事業はさまざまな領域で展開されているが、同じスキームで日本全体で事業展開した事例は希有であろう。

さて、広域避難者の生活再建支援拠点に関する調査研究については、青田良介による住まい／医療・福祉／しごと・経済状況／子育て・教育／その他と避難者が抱える課題と支援団体の活動例を紹介した研究(青田, 2021)の他に、いくつかの拠点の実態調査による研究がある(広島拠点(速水, 2020)、京都拠点(倉田, 2021)・岡山拠点(倉田, 2021; 松井, 2024)、愛知拠点(原田, 2022)、静岡拠点(望月, 2023)、愛媛拠点(松井, 2024))。だが、生活再建支援拠点事業全体を包

括的に調査、比較検討した上で、それぞれの拠点の特徴を把握する研究は、管見では筆者による調査研究のみである。筆者は埼玉県において広域避難者支援を実践する NPO（特定非営利法人埼玉広域避難者支援センター）の運営に関わり、生活再建支援拠点事業の埼玉拠点として避難者支援を行っている一方で、2021年から日本全国の生活再建支援拠点の調査を行ってきた。各拠点への調査日は表の通りであり、調査方法は2022年までは zoom を使った聞き取り調査で、それ以降は対面による聞き取り調査である。さらに、筆者が生活再建拠点事業に関わる会議などで、他の生活再建支援拠点のメンバーとも話し合った際の現場における情報もデータとして用いている<sup>(1)</sup>。

筆者はすでに、生活再建支援拠点事業も含めた複数の避難者支援事業が実施されている地域における支援のガバナンスの状況について調査し、支援事業を束ねる福島県避難者支援課の職員個人の力量や熱意、経験の差によって、支援事業間の調整、避難者個人への細かな対応に差が出ていることを明らかにした。また、生活再建支援拠点が避難者支援に関わる専門性をどのように獲得し、避難者への個別支援を行っているのかという点について調査し、生活再建支援拠点事業を受託した団体がそもそも所持していた資源やネットワークによって支援がなされる一方で、各団体の自助努力によって支援に必要な専門性を獲得している点を指摘した（西城戸, 2023: 125）。

本稿では、主に後者の観点の分析を引き継ぎ、生活再建支援拠点事業の受託団体の性格を類型化し、支援状況を俯瞰した上で、生活再建支援拠点事業の成果と課題を析出することを目的とする。さらに、生活再建支援拠点事業の持続可能性を考えていきたい。なぜならば、生活再建支援拠点は全国26箇所を設置されているものの、地域によっては受託団体が存在せず、ふくしま連携復興センターが代わりに担当しているためである。また、すでに生活再建支援拠点事業を行わなくなった地域もあるため、福島県は拠点事業を受託する団体を探し、2023年からは2団体が新たに加わった。だが、多くの生活再建支援拠点の受託団体は、福島県による支援事業の運用に大きく不満を持っており、中には今後、支援事業の受託を行わない意向を持つ拠点もある。他方で、生活再建支援拠点の中には、東日本大震災・福島第一原発事故後に発生した自然災害を契機として災害に関する新たな支援活動を開始した事例や、広域避難者支援の中で重視されている「災害ケースマネジメント」一個々の事情に合わせさまざまな分野の専門家が参加し個別の生活再建計画を立て、最終的には平時の既存の福祉や社会保障制度などへと軟着陸させていく支援体制一を実施する動きも見られる。

以上の状況を踏まえて、本稿では、2016年から開始された生活再建支援拠点事業がもたらした成果と課題を具体的に提示し、支援事業の評価と持続可能性について考察することにしたい。以下、2節では、各地の生活再建支援拠点の概況を受託団体の性格別に記述する。3節では生活再

---

(1) なお、東京拠点（特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター）のみ調査に協力していただけなかったため、東京拠点の情報は他の支援関係者の伝聞情報になる。

広域避難者に対する生活再建支援拠点事業の成果と課題

表 生活再建支援拠点の受託団体の一覧と調査対象

No.	地域	受託事業者	避難者数 (2022年)	避難者数 (2023年)	避難者数 (2024年)	団体の性格	調査日時
1	北海道	(北海道 NPO サポートセンター) → toiro (福島)	1101	782	749	中間支援団体	2022.6.23/2023.8.30/ 2024.6.14
2	秋田 (青森・岩手)	<u>あきたパートナーシップ</u>	1355	798	777	中間支援団体	2022.7.15/2024.3.27
3	宮城	<u>みやぎ連携復興センター</u>	1243	703	703	中間支援団体	2022.9.6/2024.12.13
4	山形	<u>山形の公益活動を応援する会・アミル</u>	1373	1260	1214	中間支援団体	2022.7.26
5	茨城	<u>ふうあいねっと</u>	2641	2480	2336	支援団体 (支援者ネットワーク組織)	2021.12.16
6	栃木	<u>とちぎボランティアネットワーク</u>	1235	1159	1159	災害支援団体	2021.11.24
7	群馬	(ぐんま暮らし応援会) → toiro (福島)	534	518	481	支援団体	2020.3.16
8	埼玉	<u>埼玉広域避難者支援センター</u>	2635	2426	2334	支援団体	随時、参与観察
9	千葉	<u>ちば市民活動・市民事業サポートクラブ</u>	1710	1453	1395	中間支援団体	2022.1.17, 2.9
10	東京	<u>医療ネットワーク支援センター</u>	3068	2851	2646	専門家 (職能団体)	—
11	神奈川	<u>かながわ避難者と共にあゆむ会</u>	1916	1270	1217	支援団体	2022.7.26
12	新潟	<u>コランショ新潟 (新潟県社会福祉士会)</u>	2011	1879	1834	専門家 (職能団体)	2022.9.6, 9.13/2023.9.6
13	石川 (富山・福井)	<u>石川県災害ボランティア協会</u>	277	236	224	災害支援団体	2022.1.27
14	山梨 (長野)	<u>東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会</u>	1012	904	898	支援団体	2022.1.20
15	静岡	<u>静岡県臨床心理士会</u>	512	370	364	専門家 (職能団体)	2021.12.3
16	愛知	<u>愛知県被災者支援センター</u>	807	791	779	災害支援団体 (官設民営)	2021.9.16/2023.10.26
17	岐阜 (三重)	<u>レスキューストックヤード</u>	269	260	235	災害支援団体	2022.9.5
18	大阪 (奈良・和歌山・兵庫)	(関西広域避難者支援センター) → toiro (福島) →2023年からは「 <u>一般社団法人よりそいねっとおおさか</u> 」(大阪)「 <u>一般社団法人 TICC</u> 」(兵庫)	1273	1097	973	支援団体→専門家	2024.6.20 (よりそいねっとおおさか)、6/21 (TICC)
19	京都 (滋賀)	<u>和 (なごみ)</u>	436	390	389	支援団体	2022.1.7
20	岡山	(ほっと岡山) → toiro (福島) →2024年から「 <u>一般社団法人 TICC</u> 」	910	840	816	当事者団体	2022.1.20/2024.7.11 (ほっと岡山)
21	鳥取	<u>とっとり震災支援連絡協議会</u>	64	58	57	当事者団体	2021.12.6/2023.6.28-29
22	愛媛 (四国四県)	<u>えひめ311</u>	150	131	131	当事者団体	2021.11.26
23	広島 (山口・鳥根)	<u>ひろしま避難者の会「アスチカ」</u>	420	401	412	当事者団体	2021.11.12/2024.7.12
24	福岡 (佐賀・長崎・熊本)	(被災者支援ふくおか市民ネットワーク) → toiro (福島) →2022年から <u>つなぎ te おおむた</u>	420	698	686	支援団体	2022.9.28, 11.29/ 2024.7.24
25	宮崎 (大分・鹿児島)	『 <u>うみがめのたまご</u> 』～3.11ネットワーク～→2023年からは <u>つなぎ te おおむた</u>	420	377	376	支援団体	2021.12.17/2024.7.23 (『うみがめのたまご』～3.11ネットワーク～)
26	沖縄	<u>沖縄じゃんがら会/まちなか研究所わくわく</u>	420	163	150	当事者団体+中間支援団体	2022.7.14/2024.8.23-24

\* 下線は調査した団体

建支援拠点事業の受託団体からみた、福島県の避難者支援事業の運用上の課題を析出する。4節では、2、3節の内容を踏まえて、今後の生活再建支援拠点事業の方向性について考察していきたい。

## 2 団体の性格別にみた生活再建支援拠点事業の展開

### 2-1 地域の中間支援団体

1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）の制定後に、民設民営、官設民営タイプなど、設立経緯や運営主体は多様であるが、地域の市民活動を支援する中間支援団体が数多く設立された。こうした中間支援団体が生活再建支援拠点を担った事例として、北海道（2020年まで）、秋田（青森・岩手）、山形、宮城、千葉、沖縄の各拠点があげられる。以下、共通する特徴について2点指摘したい。

宮城拠点（みやぎ連携復興センター）以外は、東日本大震災前に設立されている団体であるため、これらの生活再建支援拠点は、それまでの中間支援活動の中で各地域での市民団体や自治体とのネットワークや支援のノウハウを持ち、それらが広域避難者支援の活動に大きく活かされていることが見いだせる。例えば、秋田拠点のNPO法人あきたパートナーシップは、秋田県内の市民活動を資金的に支えるために設立された「あきたスギッチファンド」（2009年）の中に、秋田県内への避難者支援のためのファンド（東日本大震災避難者支援応援ファンド）を設立し、2016年までに50事業、約2000万円の助成を行った。また、中間支援団体のネットワークを利用し、避難者支援の連絡協議会を作り、支援活動も展開された（畠山, 2024: 74-76）。また、生活再建支援拠点事業としては、社会福祉協議会（青森県）、民間支援団体（岩手県）と連携し、北東北3県の避難者支援を行っている。さらに秋田県は県庁内に被災者受入支援室を設置、避難者を非常勤職員の避難者支援相談員として雇用し、避難世帯への訪問や情報提供の活動を行ってきたが、秋田県が「手に負えない」案件を生活支援拠点事業の個別支援で対応しているという。

沖縄拠点はNPO法人まちなか研究所わくわくは、中間支援組織として避難当事者団体の沖縄じゃんがら会の活動を支えるバックオフィスの役割を果たすだけでなく、まちなか研究所わくわくのメンバーが持っていた社会福祉協議会のネットワークが、沖縄の避難者の個別支援にも寄与することになった。北海道拠点（NPO法人北海道NPOサポートセンター）も、福祉に関わる市民団体のネットワークの存在が避難者支援に有用であったとされる。

山形拠点（特定非営利法人山形の公益活動を応援する会・アミル）は、山形県内の広域避難者支援としては後発組であったものの、その後、山形県社会福祉協議会と連携するようになったことで、生活再建支援拠点到電話相談があった避難者への対応を協働して行った。つまり、支援事業の中で得られたネットワーク自体が生活再建支援拠点事業に寄与していることが見出せる（西城戸, 2023: 121-122）。

一方で、中間支援団体が生活再建支援拠点の場合、新たな災害の発生によって、災害対応に関する新たな民間団体、ネットワークの構築が見られる点も特徴である。例えば2019年の台風被害をきっかけに2021年に「災害支援ネットワーク千葉」が設立されたが、この組織は千葉拠点(NPO 法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ)や千葉県内の中間支援組織、弁護士会、千葉県社会福祉協議会で構成されている。「災害支援ネットワーク千葉」は、今後災害が起きた際に「誰一人取り残さない」、「迅速・的確な被災者・被災地の状況に沿った支援を行う」ことを目的としており、これは近年の災害支援の基本的な方針である「災害ケースマネジメント」に考え方に沿っている。つまり千葉拠点は、広域避難者に対する各種の支援事業が終了することを見越し、新たな支援の枠組みを展開しているといえる(西城戸, 2023: 119)。また、北海道拠点でも、2018年の胆振地震を契機に「北の国災害サポートチーム」(きたサポ)という災害中間支援組織を立ち上げに関与することになった。さらに秋田拠点も、秋田における2023年7月の水害時には、支援拠点として活動を行った。

以上のように、中間支援組織としての経験や所持する資源は、生活再建支援拠点事業の運営だけでなく、新たな自然災害対応の組織を生み出すことにプラスに働いていることがわかる。ただし、震災後に設立された宮城拠点は、他の生活再建支援拠点同様に避難者名簿がない中で支援活動に苦慮しつつ、被災者のサロンの巡回に徹した活動をしていた。これは宮城県では他の支援団体が個別支援を行っているためであり、地域の支援活動の状況によって、生活再建支援拠点事業が制約を受けることを示す事例である<sup>(2)</sup>。

### 2-2 災害支援団体

災害に関する支援団体が生活再建支援拠点を受託した事例は4つある。第一に、栃木拠点(認定NPO法人とちぎボランティアネットワーク)は、阪神淡路大震災から、災害があるたびにボランティアや被災地支援を行う一方で、平時の活動として生活困窮者支援やフードバンクの活動を行っていた。東日本大震災の発災当日から自主財源を用いて栃木県への避難者支援を行い、2016年には生活再建支援拠点事業と復興支援員事業を受託し、電話相談と戸別訪問を連携して行っていた。つまり、栃木拠点の事例からは、地域福祉、震災支援の経験をもつ団体が複数の避難者支援事業を受託し、かつ地域福祉に関わる諸団体のネットワークを用いて、平時の地域福祉と個別の避難者支援を円滑に連携させていることが見出せる(西城戸, 2023: 118)。

第二に、愛知拠点(愛知県被災者支援センター)の運営主体は、認定NPO法人レスキューズ

---

(2) ただし、2022年度からは、福島県外避難者心のケア訪問事業を受託している、日本精神科看護協会宮城支部のメンバーに同行し、避難者への戸別訪問を行っている。一方で、東京拠点の受託団体は、NPO法人医療ネットワーク支援センターであり、東京都が社会福祉協議会に避難者のための「福祉総合電話相談」事業を実施したこともあり、生活再建支援拠点の活動としての電話相談は夕方から夜になっている。

トックヤードであるが、このレスキューストックヤードのメンバーは1995年の阪神・淡路大震災、2000年の東海豪雨水害における災害支援経験があり、2003年以降の愛知県におけるNPOの官民協働の経験も持つ。南海トラフ地震への危機意識が強い愛知県は、2011年6月に愛知県が「愛知県被災者支援センター」を設立したが、その運営主体として、これまで協働の経験があったレスキューストックヤードに依頼をした<sup>(3)</sup>。愛知県は2011年4月12日から愛知県被災者登録制度の運用を開始し（総務省による全国避難者情報システムは同年4月12日からの運用）、避難者名簿を作成した。いち早く作成された避難者名簿を使って、支援者に対して避難者に関する情報提供が行われ、愛知県被災者支援センターは避難者世帯への訪問、物資支援などを行った。また、要支援者への個別支援を担当する専門スタッフの雇用し、支援計画の立案・個別支援の実施する「パーソナルサポート支援チーム会議」を発足させ、避難者の状況に応じた個別支援を行った（原田, 2022: 95-96）。さらに、2024年には愛知県被災者支援センターは広域避難者支援の経験を踏まえて、「愛知版・災害ケースマネジメントの手引き」を作成し、災害ケースマネジメントの普及に務めている。

第三に、岐阜と三重を担当する岐阜拠点は、受託団体は愛知拠点と同じレスキューストックヤードであるが（レスキューストックヤードとしての活動名称は「福島支援室」）、支援活動の状況は異なる。愛知拠点には愛知県被災者登録制度による避難者名簿があったが、岐阜拠点が担当する岐阜県や三重県では避難者名簿の提供がなく、すぐに個別支援につなげることはできなかった。岐阜県と三重県の避難者の個人情報それぞれの県庁が所持しているため、支援にかかわるイベント情報は県から避難者に直接配布してもらおう一方で、生活再建支援拠点事業の電話相談や、交流会を通じて数少ない避難者をつなげて支援活動を行った。もっとも、岐阜県には別の支援団体があり、その避難者の個人情報をもとに、避難者への戸別訪問を行おうとした。そして岐阜拠点が県外避難者帰還・生活再建支援補助金を別に申請し、実施にこぎつけたという。電話相談を中心に行う生活再建支援拠点事業であるが、他の数多くの拠点からの要望によって、電話相談者に対する戸別訪問は認められるようになった経緯がある。だが、避難者の戸別訪問を行う生活再建支援拠点の多くは、戸別訪問を行うために別の助成金を確保して実施していた。このように支援事業自体の縦割りの問題点も指摘できるだろう。

第四に、石川・富山・福井の3県を担当する石川拠点は、石川県災害ボランティア協会が担っている。石川県災害ボランティア協会は東日本大震災直後は、宮城県石巻市への支援活動を行っていたが、金沢市に避難者が多いことを、行政を通じて知り、避難者の交流会を3ヶ月に1回実施していた。その後、石川県を通じて生活再建支援拠点事業の話があり、事業受託後は石川拠点

---

(3) なお、愛知県被災者支援センターの財源は愛知県が負担し、生活再建支援拠点として加わっている。後述する同じレスキューストックヤードが運営する岐阜拠点の資金は、生活再建支援拠点事業の経費となる。

として避難者からの電話相談と3県それぞれで交流会を実施している。

2022年1月調査の段階では、石川拠点对応している避難者の中で解決困難な事例はなく、定期的な交流会を中心に活動していた。しかし、この交流会の実施が本当に避難者支援といえるのかどうか、「支援が交流になることへの違和感」が石川拠点のメンバーから指摘された。多くの生活再建支援拠点で電話相談がそれほど多くはない中で、かつ参加者が固定化される傾向がある交流会の開催が、生活再建支援拠点の役割であるのかどうかという、支援事業の根源的な課題を示した事例であるといえる。

### 2-3 社会福祉、臨床心理などの職能団体

災害支援団体ではないが、避難者支援に不可欠な社会福祉、臨床心理の専門家があつまる職能団体が生活再建支援拠点を担う場合もある。静岡、新潟、東京<sup>(4)</sup>、大阪、兵庫拠点が該当する。大阪、兵庫拠点は2023年度から生活再建支援事業を受託したため、2-5で述べる。

静岡拠点は、静岡県臨床心理士会が受託し、生活再建支援拠点事業だけではなく、福島県の心のケア事業も受託している。後者の事業の中で避難者への戸別訪問を実施しつつ、電話相談が中心の生活再建支援拠点を受託している唯一の事例である（望月, 2023）。ただし、臨床心理士の専門家集団であるため、「本来は避難者の相談活動をする団体ではない」という意識や「避難者支援は社会福祉士の役割ではないか」という考えもあるという。

一方で、新潟拠点は、現在は新潟県社会福祉士会が生活再建支援拠点・復興支援員・避難者住宅確保・移転サポート事業を担当し、社会福祉的な観点からの支援を展開している。新潟県における生活再建支援拠点事業や復興支援員事業は何度か受託団体が変わり、新潟県社会福祉士会が復興支援員事業を受託したのが2018年、生活再建支援拠点は2019年からであった。他方で新潟県精神保健協会が、福島県の心のケア事業、心のケア訪問事業を担当し、戸別訪問を行っているが、両者の連携が模索されている。

西城戸（2023:123）では、複数の避難者支援事業の関係性を分析し、避難者支援を行うにあたって、地域福祉に接続させるためのノウハウをもつ社会福祉的なアプローチと、避難者の心のケアを行う心理的アプローチ、精神疾患に関わる医療的なアプローチなど、避難者支援に関わる複数の専門的なアプローチを、誰がどのように避難者に対して支援を行い、その専門性の調整をどのように行うのかという実践的な課題を指摘した。上述した静岡拠点の指摘は、支援の専門性のジレンマを抱えながらも、目の前の避難者支援を行っていることが示唆される。また、新潟の事例からは、専門性の調整の必要性が見出せるだろう。

---

(4) 東京拠点については注(2)を参照のこと。なお、受託団体の性格のためか、東京拠点は避難者の交流のためのイベント開催に注力し、経済的にも身体的、精神的にも厳しい状況におかれている「厳しい避難者」への個別支援を行おうとする他の多くの生活再建支援拠点と支援の考え方に距離感があるように思われる。

## 2-4 支援団体・当事者団体

生活再建支援拠点の運営に最も多く関わったのが、震災・原発事故後に設立された支援団体と当事者団体である。また、表から当事者団体で拠点事業を担った団体は、自主避難者が多い西日本に多いことも見いだせる。

さて、支援団体・当事者団体が避難者支援活動が円滑に展開するかどうかの第一のポイントは、避難先の自治体や民間団体とのネットワークが速やかに構築できたかどうかである。例えば、京都拠点（一般社団法人・和（なごみ））は、NPO 法人・和として震災後に福島市の保育施設への物資支援や宮城県石巻市での子育て支援活動を始めて、その後、一般社団法人・和として京都への避難者の支援活動として生活再建支援拠点事業を受託し、さらにキッチン Nagomi という避難者の居場所・レストランも運営している。これらの支援ができた背景には、京都府避難者支援プラットフォームの存在が大きい。京都府避難者支援プラットフォームは、京都府が2012年2月に、避難者支援に関わる多様な主体が連携し、避難者支援の取り組みの現状と課題などについて意見交換、情報共有を行う場として結成された。和は避難者支援のための個人情報をお場で提供された。また、支援者のつながり、避難者のつながりがこの京都府避難者支援プラットフォームによって構築されたという。

山梨拠点（東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会）は、2011年4月に山梨福島県人会が発足し、その山梨福島県人会と、NPO 法人山梨県キャリアコンサルティング協会、やまなし絆ネットワーク協議会、NPO 法人やまなしライフサポート、山梨県県民生活男女参画課を事務局として、2011年9月に発足した。東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会には、士業団体（弁護士会、司法書士協議会など）、生活協同組合、社会福祉士会、ボランティア団体など多様な団体が加わり、避難者の交流会や相談会の開催のほか、避難者へのアンケート調査を実施し、避難者の個別支援（パーソナルサポート）を実施している。

鳥取拠点（とっとり震災支援連絡協議会）は、会の代表が中心となって震災直後に県人会（とっとり東北県人会）を作り、そこで支援物資の配布をしたことから活動が始まる。その後、鳥取県全体の避難者の状況が理解できるような連絡組織としてとっとり震災支援連絡協議会が発足した。とっとり震災支援連絡協議会は、愛知県被災者支援センターと同様で、鳥取県から2018年まで資金提供を受けて運営してきた<sup>(5)</sup>。鳥取県の委託であるため、自治体からは避難者の個人情報を受けることが可能であった。鳥取拠点は、避難者への相談や戸別訪問を行い、ほぼ鳥取県の避難者の状況は網羅しているという。

以上の3つの事例や愛知県の事例、さらに2-1で述べた中間支援団体のように、避難先の自治体と協働関係があると、避難者情報の共有、個別支援が円滑に進むといえるだろう。対照的に、

---

(5) 2019年からは福島県の生活再建支援拠点事業の運営費を受託している。



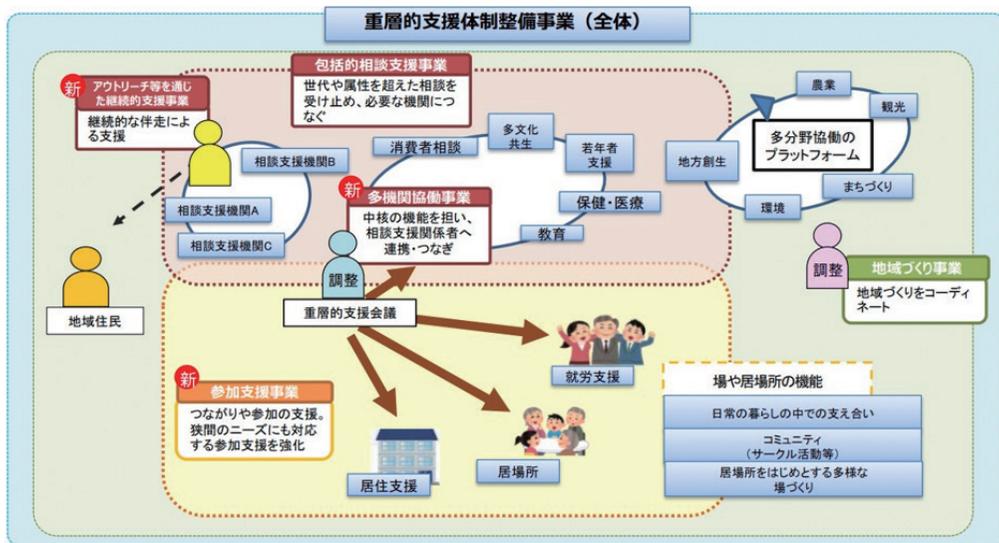


図2 重層的支援体制整備事業

(厚生労働省 HP : <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000650996.pdf> (2023/7/3アクセス))

が市町村の社会福祉協議会に働きかけ、公認心理師協会、日本精神科看護協会、地域包括支援センターなどの専門家との連携しながら、避難者への個別支援を行っている。沖縄拠点が行っていた「被災者・避難者支援ネットワーク事業」と、厚生労働省がイメージする重層的支援体制整備事業（多様な主体が参加し、包括的な相談、支援を行う）はほぼ同じであり（図2）、広域避難者に対する災害ケースマネジメントの目指すべき方向性を示していると考えられる。だが、この支援事業は福島県からの助成金の関係で、2023年度で終了している。

## 2-5 生活再建支援拠点事業に後発参加した団体

2016年から開始された生活再建支援拠点事業であるが、いくつかの拠点は受託団体の入れ替えがあった。上述した新潟拠点も2019年から生活再建支援拠点事業を受託したが、「これまで特別な支援活動を行ってきた実績もなく、発災直後から避難者のニーズが変わっているためどのような関わりができるのか」と受託にはためらいがあったという（西城戸, 2023: 119）。

一方、2022年から福岡拠点、2023年から宮崎拠点を引き継いだのが、NPO 法人つなぎte おおむたという支援団体である。つなぎte おおむたの代表の彌永恵理は、東日本大震災後は大牟田市社会福祉協議会などとともに、宮城県南三陸町の支援（東日本大震災復興支援～絆～プロジェクトおおむた）や、福岡県の浪江町復興支援員事業（復興支援員による避難者訪問）、『浪江のこころ通信』の取材者などを経験し、2017年につなぎte おおむたを立ち上げ、生活再建支援拠点事業を受託した。詳細は後述するが、彌永は、2020年の大牟田市の豪雨災害にて大牟田市地域支

え合いセンターのセンター長として活動をした。また2021年3月には、支援側の広域連携の重要性を感じ、つなぎteおおむたも設立発起人となって「災害支援ふくおか広域ネットワーク」を設立し、平時の備えと災害時の活動環境向上に努めている（彌永, 2024: 31）。現在、九州で2つの生活再建支援拠点を担っているつなぎteおおむたは、支援団体としてだけでなく、災害に関わる中間支援団体としての性格も持つようになったといえるだろう。

他方で、大阪・奈良・和歌山・兵庫拠点は以前はいくつかの支援団体の連合体が生活再建支援拠点事業を受託していたが、しばらく空白になっていた。だが、2023年から大阪拠点は一般社団法人よりそいねっとおおさか、兵庫拠点は一般社団法人 TICC が、生活再建支援拠点事業を行うようになった。前者は何らかの罪を犯し刑務所に入ったあと、出所後に社会的に受け皿がないために再犯をしてしまう人の支援活動（出口支援）を行う団体である。後者は、虐待や犯罪などによる被害でトラウマ（こころのケガ）を負った人々に対する支援や、そのサポーターやコーディネーターを養成する組織である。大阪拠点は、それまでの拠点のノウハウを当初は共有できなく、また避難者名簿がない中での支援活動であったため、受託した2023年度はあまり活動ができなかったようである。実際に拠点開始1年目の電話相談は1回もなかったと担当者は回答している。

また、1995年の阪神淡路大震災があった経験のためか、兵庫県や神戸市が避難者名簿を把握しており、兵庫拠点の TICC が作成したニュースレターは自治体経由で避難者に郵送費無料で送ることができたという。TICC は、2024年度から岡山県も担当するようになり、以前、岡山拠点を担当していた避難当事者団体のほっと岡山にコンタクトをとり、支援活動を広げようとしている。

よりそいねっと大阪、TICC とともに、社会的弱者に寄り添う専門性は持っているため、これまでの避難者支援のノウハウを継承させることによって、よりよい支援ができるように思われる。だが事業継承については生活再建支援拠点事業の発注者である福島県がきちんと対応すべきことであろう。

### 2-6 小括

ここまで生活再建支援拠点ごとに支援の現状と支援事業の課題を述べてきた。個別支援につながる要因として、生活再建支援拠点事業の受託団体の性格だけではなく、避難先自治体の支援状況（名簿の提供など）と受託団体と行政との協働の契機、避難先地域における支援団体の付置が規定していることが見いだせる。また、震災・原発事故後に発生した自然災害が、新たな災害への対応も生み出しうることもわかる<sup>(7)</sup>。では、次に支援事業全体の運用上の課題について述べていきたい。

---

(7) 本来ならば、よりよい支援が可能となる要因の組み合わせの効果を質的比較分析（ブール代数分析）で行うべきだが、この点は今後の課題としたい。

### 3 避難者支援事業の運用上の課題—生活再建支援拠点の現場からの見解

#### 3-1 避難者名簿と生活再建支援拠点

国全体として行う広域避難者支援としては相対的に後発であった生活再建支援拠点事業は、正式名称が「福島県外避難者への相談・交流・説明会事業」であるように、当初は避難者からの電話相談および避難者への情報提供とその場所を設置することが目的であった。そして、避難者が多い地域に配置された復興支援員のように、対面で避難者を訪問するのではなく、基本的に電話相談を中心に行う生活再建支援拠点に対しては、福島県から避難者名簿は配布されない。広報を行う際に、避難先自治体の協力によっては配布してくれる場合はよいが、それがないとホームページやツイッターなどで広報するしかないが、当然、それを目にする避難者は限られる。このように避難者名簿なしで、どのように避難者に対して支援をすればよいのかという点は、長らく生活再建支援拠点の不満であった。もっとも、生活再建支援拠点側の訴えがあり、一度、福島県側から避難者名簿が提供されたことがある。だが、名簿が古く使いものにならなかった経緯がある。2節で指摘したように、避難者の個人情報が避難先の自治体の協力によって得られた生活再建支援拠点は、個別支援につなげることが容易であったが、そうではない生活再建支援拠点は、電話相談や交流会で得た個人情報を元に支援活動を展開せざるを得なかった。

したがって、避難者名簿なしでの支援活動は、特に新規で拠点運営を任された団体にとっては困難を極めることにある。2022年から福岡・宮崎拠点をおこなっているつなぎteおおむたは、福岡拠点からの引き継ぎがなく、ゼロからのスタートに何をしてもよいのかと途方に暮れ、現在も福島県との会合では名簿の提供を訴えている（一方で、前の宮崎拠点からの引き継ぎはうまくいき、元の宮崎拠点のスタッフと運営している）。しばらく生活再建支援拠点がなく、2023年度から生活再建支援拠点に加わった大阪拠点は、電話相談もなく、支援団体のネットワークをたぐり寄せる活動を行っていた。住民登録を前提としない住民サービスは生活保護だけであり（齋藤、2017）、災害による避難者への支援を行う際には、住民登録を前提とした住民サービスの提供の仕組み自体を再考する必要があるだろう。

以上のように、避難者名簿の問題は解決しなかったものの、電話相談だけでは避難者の個人支援につながらないという理由で、電話相談の後、避難者を訪問することが生活再建支援拠点事業の中で認められるようになった。生活再建支援拠点事業の初期は、生活再建支援拠点と福島県との協議の中で、支援事業の仕様や運用が変更することもあった。官民協働の事業は、官民が対等な立場でよりよい事業に向けた話し合いを行うことが鍵となる。曲がりなりにも当初は、福島県と拠点事業受託の民間団体の協働ができていたと実践者として関わった筆者も感じている。だが、徐々に福島県が支援事業全般に対して管理、規制の要素を強めていった。そしてそれが結果的に支援事業の停滞につながることになる。以下、詳細に述べていきたい。

### 3-2 避難者支援の助成金を巡る不信感と支援事業の持続性

2022年7月27日付の東京新聞の報道にもあるように、2022年度から広域避難者に対する支援事業に大きな変更があった。避難先での相談会や交流会、個別の支援や見守り活動に支援団体に使われていた「県外避難者帰還・生活再建支援補助金」と「県内避難者・帰還者心の復興事業補助金」に募集にあたって、「団体の運営費と見なされる経費は助成金の対象外」という文面が何も前触れもなく加わったのである。福島県側は、これまでは助成を受けた団体の職員給与や役員報酬、事務所家賃などの費用に補助が出されており、対象を交流会の会場費や当日のアルバイトの人件費など事業に関連する費用に限定すると通告した。この補助金にかかわる変更内容については、公金であるため当然であるという考え方もあるが、以下のように問題も多い。

第一に通常は激変緩和措置として変更の前に一定期間をとるにも関わらず、補助金の仕様を前触れもなく変更したことによって、支援団体の事業計画に大きな混乱をもたらしたことがあげられる。結果として生活再建支援拠点も含む支援団体は自己負担を強いられるか、活動自体が中止に追い込まれた。第二に、補助金の採択基準を「帰還や生活再建への効果や、補助対象経費等の要件を満たすかどうか」という点で選別したことで、採択された団体と採択されなかった団体の相互不信、分断が生まれた。例えば、帰還や生活再建への効果をどのように福島県側が判断したかわからないため、福島県に批判的な姿勢を持つ団体が助成から外れたという解釈が支援団体側に広がった。本来、避難者への支援活動によって帰還や生活再建への効果はすぐに出るものではない。しかし、この助成金の絞り込みは、帰還の意思をすぐに出せない避難者の支援は行うべきではないという思惑が福島県側にあるのではないかという考えが、避難者や支援者側に広がることになった。

第三に、結果としてこの助成金の使途変更によって、助成金への応募をする団体は激減することになった。現在では福島県側から「応募が少ないので、助成するように関係者に広めてほしい」と生活再建支援拠点に依頼がくるようになってきている。つまり、福島県が支援現場のニーズ、状況把握を怠り、助成金や支援団体の管理を性急に行った結果、助成金自体の応募もなくなったのである。福島県避難者支援課の支援施策の失態であることは明らかである。

そして、このような福島県による「支援／助成の管理」の傾向は、生活再建支援拠点事業にも見られるようになった。例えば生活再建支援拠点が拠点の経費で発行するニュースレターやイベント内容に対して、ふくしま連携復興センターを経由して福島県による事前チェックが不可欠となった。事前に活動内容を把握し、生活再建支援拠点事業の業務内容を逸脱することがないようにするためというのが福島県側の言い分であろう。例えば、ある拠点では、原発事故に関連する映画上映を試みようとしてニュースレターに広報しようとしたが、福島県側からできないという判断をされたという。福島県には、原発事故に関する映画上映が帰還を妨げるという発想があるのだろうか。しかし原発事故の危機意識を共有したいという避難者のニーズは確実に存在してお

り、避難者ニーズに応えられないことに生活再建支援拠点側のもどかしさが常に存在しているのである<sup>(8)</sup>。

さらに、福島県は、避難者との交流会の開催に当たって、参加者名簿の提出を厳格化し、福島県民のみを対象とした交流会でないと経費としては認められないという方針を出した。交流会を積極的に行っている拠点からは、福島県からの避難者のみを対象とし、福島以外からの自主避難者を排除する運用に対して批判が相次いだ。また、電話相談についても各拠点が避難者からの相談を受けてふくしま連携復興センターにその内容を報告する際に、福島県以外からの相談事例は報告しないようにという通達があった。

もう一つだけ生活再建支援拠点事業における支援と経費の関連を象徴するエピソードを述べよう。ある西日本の生活再建支援拠点において、避難者の情報提供の場の利用について、地元住民が利用しているという理由で、その場の経費を助成しないという福島県の対応があった。その場では福島県産の物品も購入でき、地元住民からも「福島県の避難者支援の場所」として認知されている。そしてこのように地元根付いた場所であるからこそ、当該地域に避難した人びとも安心して訪れることができるのだが、先述した福島県の対応は、避難者に向き合ったものではなく、管理のための管理であると言わざるを得ないだろう。

以上のような福島県の応答は、生活再建支援拠点事業があくまでも福島県の避難者支援のための事業であり、公金である以上、福島県民に限定しなければならないという理由があるためだ。だが、丹波史紀が福島県に広域避難者支援の資金を出したため、支援の対象が福島県民に限定されたことを問題視している（丹波, 2023: 158）ように、そもそも広域避難者支援のための資金窓口を福島県に集中させたことで、広域避難者の支援の場で支援の選別が生まれてしまっている実態がある。

実は北海道拠点（NPO 法人北海道 NPO サポートセンター）が、生活再建支援拠点事業から撤退し、北海道庁からの支援事業（道内避難者心のケア事業）を受託した理由は、北海道庁の支援事業は、北海道へ避難したすべての人を対象であり、福島県の生活再建支援拠点事業よりも、支援の理念も運用も優れていたからである。また、福島県からの助成金は使わず、福島県民に限定されない助成金（復興庁や民間助成金）を使って支援活動を行っている拠点もある。確かに福島県からの避難者数が多いことは確かであるが、広域避難者支援の構造的な課題は、支援自体の継続性に悪影響を与えているといえるだろう。

最後に、生活再建支援拠点事業の継続性について、拠点運営側の意向を紹介したい。上述した

---

(8) 同様の事例として、避難者に対する甲状腺検査の実施は、生活再建支援拠点事業で行うことは福島県から禁止されている。だが、筆者が関わる埼玉広域避難者支援センターでは、避難者のニーズが多いため、定期的な甲状腺検査を埼玉広域避難者支援センターの独自の支援として実施している。このような事例は岐阜拠点でも聞かれた。

とおり、すでにいくつかの場所では受託団体の諸事情により拠点事業から離脱し、福島県は代わりに受託団体を探し、全国26箇所の生活再建支援拠点を維持しようとしている。だが、北海道や群馬のように現在もふくしま連携復興センターが代替している拠点、現在の生活再建支援拠点の中でも、「来年度はもう受託しないと決めている」拠点や、支援担当者の諸事情などで現状のような拠点業務を遂行できないと判断している拠点もある。筆者が関わる埼玉広域避難者支援センターも相談員の高齢化、担い手不足に悩みつつ、生活再建支援拠点事業を受託しないと広域避難者の拠点が当該地域になくなってしまおうという危機意識からかろうじて続けている。つまり、生活再建支援拠点事業の持続性はそれほど安定しているわけではない。震災と原発事故から13年を経て、支援者もそれだけ年齢を重ねており、支援者不足の問題は生活再建支援拠点事業に限らず、他の支援事業、支援団体の継続性を脅かしている現状がある。第2期復興・創生期間は2021（令和3）年から2025（令和7）年であり、2025年度末で、福島県外避難者に対する生活再建支援拠点事業が終了する可能性があるが、仮に第3期復興・創生期間において、生活再建支援拠点事業が継続されたとしても、これまでの受託団体が継続して運営する保証はない。それは運営側の力量の問題だけでなく、福島県が生活再建支援拠点事業の運営自体の構造的な問題点を総括していないことにつきる。以上の点を踏まえて、最後に今後の広域避難者支援事業の方向性を考えていきたい。

### 4 今後の広域避難者支援事業の方向性

本稿の冒頭で述べたように、広域避難者に限らず、自然災害などによる被災者、避難者に対しては、自然災害の支援のあり方としては、個々の事情に合わせさまざまな分野の専門家が参加し個別の生活再建計画を立て、最終的には平時の既存の福祉や社会保障制度などへと軟着陸させてゆく「災害ケースマネジメント」が重視されている。2節で述べてきた通り、生活再建支援拠点がかわる広域避難者支援の中で、山形（避難者ケースマネジメント会議）、愛知（パーソナルサポート支援）沖縄（被災者・避難者支援ネットワーク事業）などは、広域避難者に対する災害ケースマネジメントが行われている。

一方で、東日本大震災の津波被災地の事例では、宮城県仙台市における災害ケースマネジメント（被災者生活再建加速プログラム）の事例がある。これが可能になった背景には仙台市で平時から行われていた生活困窮者自立支援事業と、その中で行われていたパーソナルサポートセンターの役割が大きいとされる（菅野, 2020）。また、岩手県の津波被災者の避難者（内陸避難者）に対する支援として、岩手県社会福祉協議会が生活相談支援員を配置し、災害ケースマネジメントと同様の理念で、生活困窮者支援が実施されている（山崎ほか編, 2021; 山下, 2023）。

以上のように災害ケースマネジメントは、東日本大震災後、災害が発生した地域において徐々に一般的な支援の手法となっているといえる。その中で鳥取県では2016（平成28）年10月に発生

した鳥取県中部地震をうけて、2018（平成30）年から「鳥取県中部地震生活復興支援事業」（災害ケースマネジメント）を実施するようになった<sup>(9)</sup>。鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（2009（平成21）年）を2018年に改正し、被災者の生活復興支援体制の構築を明文化した<sup>(10)</sup>。そして、震災復興活動支援センター（公益財団法人とっとり県民活動活性化センター）が、災害ケースマネジメントの具体的な運営を行った。具体的な支援フローは、既存の住宅再建、修繕支援制度に未申請だった世帯（974世帯）に支援制度の最終地と申請手続きを勧め、応答がなかった481世帯への調査、他機関が参加し要支援者の個別支援方針を協議するケース会議を開催し、生活復興プランを作成、生活復興支援チーム（専門家など）を派遣した。生活復興支援チームの派遣数は2022年7月現在、220件にも及ぶ。鳥取県版の災害ケースマネジメントの要点は、①被災者を「訪ねる」、②個別に「聴く」、③関係者で「話し合う」、④専門職に「つなぐ」、⑤丁寧に「よりそう」というもので、これは災害ケースマネジメントの理念と同じものである。2023年6月現在、これらの経験を踏まえて、鳥取県内市町村、社会福祉協議会へ災害ケースマネジメントの体制の実装化を行っているという。

他方で、必ずしも災害ケースマネジメントを条例化するのではなく、既存の制度の運用で災害ケースマネジメントを実施するという考え方もある。岩手県の内陸避難者への支援を行った弁護士である吉江暢洋は、「生活困窮者自立支援事業」<sup>(11)</sup>と「重層的支援体制整備事業」<sup>(12)</sup>の理念は、災害ケースマネジメントによる個別支援と共通であると指摘している。

「実は、被災者は、その原因が災害であるというだけで、生活困窮者にも該当し得るし、重層的支援体制整備事業はそもそも対象者を限定していないことから、当然に被災者もその対象となるものと考えられる。そうすると、例えば、生活困窮者自立支援の窓口が中心となって被災者支援体制を構築し、支援者側で、士業団体、各種NPO、行政の各部署が連携して支援にあたれば、災害ケースマネジメントが実現する。」（吉江、2023: 43-44）

さらに、九州の2つの生活再建支援拠点を運営している、つなぎteおおむたの代表の彌永恵理も、2020（令和2）年6月に福岡県大牟田市による豪雨災害（大規模浸水・土砂崩れ）に対す

---

(9) 鳥取県版災害ケースマネジメント（生活復興支援）の情報は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会／鳥取県災害福祉支援センター特任参事の白鳥孝太氏からの聞き取り調査（2023.6.29）および資料から得た。

(10) 改正した条例箇所は次の通り。第4章 被災者の支援（被災者の生活復興支援体制の構築）、第25条の2 県および市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

(11) 生活困窮者自立支援法（2015年施行）は「経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う」とされる。

(12) 2020年改正社会福祉法によって2021年度から「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくりに向けた事業」を含んだ「重層的支援体制整備事業」が制度化された。

## 広域避難者に対する生活再建支援拠点事業の成果と課題

る被災者支援において、大牟田市社会福祉協議会が「地域支え合いセンター」を設立し、災害ケースマネジメントを展開できたと語る。「地域支え合いセンター」は、厚生労働省の「被災者見守り・相談支援事業」を大牟田市社会福祉協議会で受託したことによって設立された。2,847世帯、5,797人を対象に、社会福祉協議会職員3名を含む7名の生活相談員と補助員（最大22名）で、戸別訪問による被災状況の確認・被災者支援制度の情報拡散、世帯・個人の課題に応じた専門機関への繋ぎ、地域サロンの立ち上げなどを実施した。なお、被災者見守り・相談支援事業は、上述した岩手県社会福祉協議会が内陸避難者支援における生活相談員による支援活動と同様の制度である。さらに、2016年の熊本地震、2017年7月九州北部豪雨、2018年7月豪雨（愛媛県、広島県、岡山県）、2020年7月豪雨（熊本県）でも、地域支え合いセンターによる個別支援が展開されている。鳥取県のように災害ケースマネジメントを条例化する方法もあるが、既存の制度の枠組みでも、災害ケースマネジメントは実践できるといえるだろう。

では、原発事故による広域避難者支援の中で、災害ケースマネジメントを実施するためにはどのような方法があり得るだろうか。すでに自治体ベースで災害ケースマネジメントを実施した山形県、官設民営の組織で災害ケースマネジメントを主導する愛知拠点、官民協働で個別支援を行っている秋田拠点などは、今後も継続して広域避難者に対する災害ケースマネジメントは可能であるかもしれない。だが、日本全体を見渡せば、災害ケースマネジメントを実践している地域は数少ない。2000年以降の地域福祉政策が市町村の地域福祉計画をベースにしてあるため、災害ケースマネジメントを地域福祉計画に盛り込むという動きが広域避難者がいる市町村で展開できれば制度的な対応は可能となるだろう。ただしこのようなムーブメントを引き起こすには民間の支援団体の力だけでは難しいのではないだろうか。

一方で、生活再建支援拠点事業自体が継続するか定かではないだけでなく、受託団体が事業を継続しない／できない可能性も本稿で明らかにしてきた。予算が許せば福島県は形式的に拠点事業を残して継続させたいのだろうが、それではますます拠点事業が形骸化するだけである。この点を脱却するには、広域避難者支援事業全体を根本的に総括し、これまでの広域避難者支援のノウハウを広く共有する作業を行う必要がある。そして、生活再建支援拠点自体は集約されるが、広域避難者への支援のノウハウをもつ人が、必要に応じて避難者のいる地域に赴き、広域避難者の状況や気持ちを、地域の福祉資源、専門家に「翻訳」して伝え、協働して個別支援にあたる体制を作ることが、生活支援拠点事業の持続性を実質的に担保することになるはずである。本調査研究の提言として記しておきたい。

### [付記]

本稿における一部の生活再建支援拠点の記述などは、西城戸（2023）の内容と重複する部分があることはご承知おきいただきたい。また、本研究は旭硝子財団ステップアップ助成による研究

成果の一部である。長期間にわたり研究助成をしていただいた旭硝子財団に対して記して感謝します。

【参考文献】

- 青田良介, 2021, 「東日本大震災 福島原発事故等に伴う広域避難者に対する支援のあり方に関する考察」『都市防災研究論文集』8: 67-72.
- 畠山順子, 2024, 「避難者支援の経験から学んだ「中間支援」の立ち位置」櫻井常矢（編著）『地域コミュニティ支援が拓く協働型社会—地方から発信する中間支援の新展開』学芸出版社.
- 原田峻, 2022, 「広域避難者支援の成果と課題—埼玉県と愛知県の比較から—」『地域社会学会年報』34: 87-101.
- 速水聖子, 2020, 「避難をめぐる当事者間相互支援と共生のためのコミュニティ：ひろしま避難者の会「アスチカ」の事例」『やまぐち地域社会研究』17: 15-30.
- 彌永恵里, 2024, 「東北支援での学びを九州に活かす」櫻井常矢（編著）『地域コミュニティ支援が拓く協働型社会—地方から発信する中間支援の新展開』学芸出版社.
- 倉田英法, 2021, 「民間非営利団体ネットワークによる東日本大震災・広域避難者の生活再建支援：岡山，京都の事例から」『都市文化研究』23: 56-69.
- 菅野拓, 2020, 『つながりが生み出すイノベーション—サードセクターと創発する地域』ナカニシヤ出版.
- 松井克浩, 2024, 「広域避難者に対する支援の取り組みと課題—当事者による支援団体の事例から—」川崎興太（編）『福島の前風景と現風景—原子力災害からの復興の実相』新泉社.
- 望月美希, 2023, 「東日本大震災後の長期・広域避難と支援の課題：静岡県における避難者支援活動に着目して」『情報学研究』28: 1-16.
- 西城戸誠・原田峻, 2019, 『避難と支援—埼玉県における広域避難者支援のローカルガバナンス』新泉社.
- 西城戸誠, 2023, 「福島県外避難者への支援事業と支援のガバナンス：生活再建支援拠点調査から」『社会学年誌』65, 111-128.
- 斉藤昭彦, 2017, 「東日本大震災被災地の今後の被災者支援及び生活保護，生活困窮者自立支援のあり方について」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』19: 49-60.
- 丹波史紀, 2023, 『原子力災害からの複線型復興—被災者の生活再建への道』明石書店.
- 山下興一郎, 2023, 「「災害ケースマネジメント」における生活困窮者支援の必要性」『社会福祉研究』146: 46-54.
- 山崎美貴子ほか編, 2021, 『岩手県における生活支援相談員の活動と地域福祉』中央法規出版.
- 吉江暢洋, 2023, 「被災者支援と基本的人権—災害ケースマネジメントの制度化を目指して—」『社会福祉研究』146: 37-45.